

工務部・改良建設部 請負工事施工責任者 資格認定申請の要件

施工責任者資格認定証は、東京地下鉄株式会社工務部が発行します。

【施工責任者の資格】

工務部及び改良建設部が発注する工事及び業務又は承諾する工事及び業務に従事できる資格です。

【施工責任者資格の区分】

(1) 鉄道1級施工責任者資格

列車等の運転に直接関係するおそれのある営業線線路内及び近接区域の工事及び業務並びに列車等の運転に直接関係するおそれのない工事及び業務に従事できる資格

(2) 鉄道2級施工責任者資格

列車等の運転に直接関係するおそれのある営業線線路内及び近接区域の軽易な工事及び業務並びに列車等の運転に直接関係するおそれのない工事及び業務に従事できる資格

(3) 一般1級施工責任者資格

列車等の運転に直接関係するおそれのない工事及び業務に従事できる資格。

営業線線路内及び近接区域における施工責任者の資格区分

「請負工事施工責任者資格認定基準」第5条の各施工責任者が従事できる工事及び業務の区分については、下記のとおりとする。
ただし、本区分のみでは明確に分類できない施工場所及び施工対象における工事及び作業の資格区分については、現業長の判断によるものとする。

各資格者が従事できる工事及び業務の区分					
資 格	鉄道1級施工責任者	●	●	●	●
	鉄道2級施工責任者	×	●	●	●
	一般1級施工責任者	×	×	●	●
	(施工責任者以外)	×	×	×	○
上 記 区 分 の 具 体 的 な 施 工 場 所 及 び 施 工 対 象	施工場所	・全ての線路内及び近接区域	・駅区域内の線路内(*1)及び全ての近接区域	・軌道階以外の近接区域	・軌道階以外の近接区域
	施工対象	<u>上記施工場所における</u> ・すべての構造物、施設の施工 ・調査、検査、点検、測量	<u>上記施工場所における</u> ・本体土木構造物への間接施工(*3) ・建築限界に近接する施設、運転に直接関係する設備（電力・運転保安設備等）を包含する施設の施工 <u>近接区域における</u> ・本体土木構造物への直接施工(*2) <u>全ての線路内(*1)における</u> ・調査、検査、点検、測量	<u>上記施工場所における</u> ・本体構造物への間接施工(*3) ・運転に直接関係する設備のない区域の施工 ・調査、検査、点検、測量	<u>上記施工場所における</u> ・運転に直接関係する設備のない区域の巡回、点検
第 5 条 に よ る 区 分	列車等の運転に直接関係するか？	直接関係するおそれがある	直接関係するおそれがある	おそれがない	それがない
	(列車運転に直接関係する場合) 施工が軽易か？	軽易でない	軽易	-	-
(参 考)	施工責任者の過失により生じるおそれのある事故・障害等の例	・脱線 ・車両接触（車両限界支障）	・建築限界支障 ・線路内への剥落・落下 ・運行に直接関係する施設の障害	・改札・垂直移動・空調等の障害 ・軌道階以外の垂下・落下 ・養生不良	・お客様・社員との接触

(*1) 鉄道2級施工責任者が初めて線路内工事及び業務に従事する場合は、保守用車通過対応や建築限界確認測定等の重要事項について、東京メトロ社員又は1級施工責任者が十分に指導をさせること。

(*2) 直接施工とは：コア削孔、はつり、切断、解体、構築等。

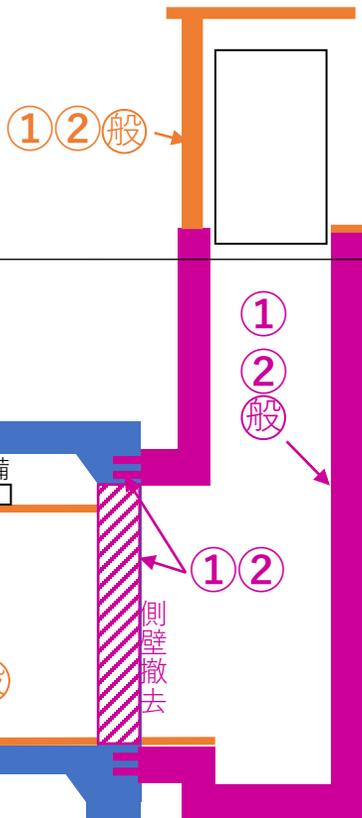
(*3) 間接施工とは：アンカー打ち、添架／撤去、貼り付け等。

【鉄道 2 級施工責任者が従事できる施工対象と工事及び業務】

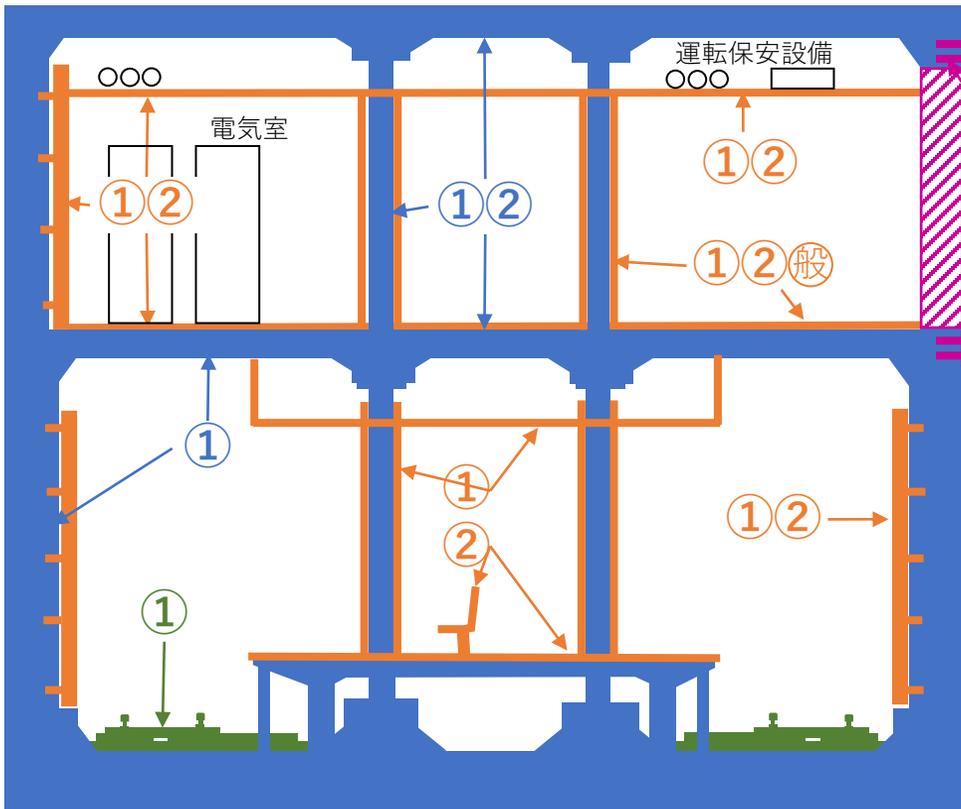
- ① 駅区域内の線路内及び全ての近接区域における本体土木構造物への間接施工（コア削孔、アンカー打ち、添架／その撤去、貼り付けなど）
- ② 近接区域における本体土木構造物への直接施工近接区域では、コンコース階のはつり、漏水補修等が可能

各施工責任者が従事できる施工対象区分

- ①：鉄道 1 級施工責任者が従事できる施工対象
- ②：鉄道 2 級施工責任者が従事できる施工対象
- 般：一般 1 級施工責任者が従事できる施工対象



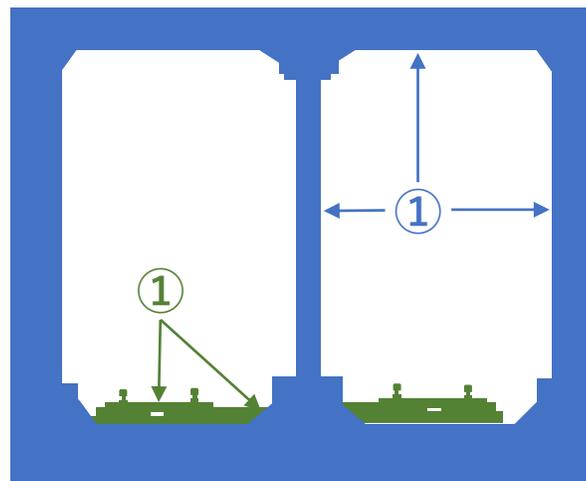
駅区域内



【駅区域内（線路内）で行う建築の工事及び業務の例】

- ・側壁（本体土木構造物）へのタイル等の取り付け（アンカー打ち）、撤去
- ・ホーム軌道内上床部にある樋の点検、補修
- ・消火栓、排水・給水設備の保守、点検
- ・軌道内を歩行しなければならない場所にある汚水槽の保守、点検

駅間



- 軌道施設
- 土木構造物
- 建築施設
- 改良土木工事
- 電気施設

新規(鉄道1級)施工責任者の受講資格チャート

受講者の満年齢が受講年度に70歳未満である。

No

受講出来ません

Yes

- ① 大学・大学院又は工業高等専門学校
の土木・建築学部等を修了又は卒業した。
又は
- ② 高等学校で土木・建築系又はこれに
準ずる学科、課程等を卒業した。

Yes

東京地下鉄(株)の営業線線路
内及び近接区域での工事及
び業務を**3年以上**経験した。

Yes

(※2)の**経験年数**又は
(※3)の**経験日数**を満
たしている。

Yes

取引先資格審査規則第9条
により登録された会社から
推薦された。(※1)

No

受講出来ません

No

東京地下鉄(株)の営業線線路内及び近接区
域での工事及び業務を**5年以上**経験した。

Yes

受講出来ません

受講出来ません

Yes

受講出来ません

- ① 申請会社から【(鉄道1級)施工責任者資格認定申請書(新規)】を提出できる。
- ② 申請会社の社員でない受講者(所属会社が別会社)は、申請会社からの推薦状を提出できる。
- ③ 資格認定申請日から起算して1年以内の身体機能検査(登録会社の産業医又は健康診断先の医師の判断結果が業務に支障ないことを示す健康診断書、又は医療適正診断書の写しを提出できる。
- ④ 資格認定申請日から起算して(※2)又は(※3)を満たす「営業線内工事経歴書」を提出できる。
- ⑤ 郵送用書類提出期限までに①②③④の書類を全て提出できる。

- 業務に支障ないとは、各眼の視力が裸眼又は矯正眼鏡0.7以上であること、尚且つオージオメーターにより検査を行い各耳の聴力が1000Hzが40db以下で業務に支障を及ぼす異常が認められないことである。
- 医療適正診断書は医師の押印がある写しを提出すること。

Yes

提出書類①②③④を
東京地下鉄(株)が承認
した。

Yes

受講
出来ます

No

受講出来ません

- (※1) 【取引先資格審査規則 第9条】により、東京地下鉄(株)との取引を認められたM番号を有する登録会社から推薦された者であること。
- (※2) 資格認定申請日から起算して過去10年以内に、東京地下鉄(株)の営業線の線路内又は近接区域での工事及び業務を、年間60日以上を3年間以上経験した。
- (※3) 資格認定申請日から起算して過去10年以内に、東京地下鉄(株)の営業線の線路内又は近接区域での工事及び業務を、通算300日以上経験した。
- ◆ 工事及び業務の経験年数の計算方法は、延べ日数365日を1年とし、自らが従事した工事及び業務の契約日数を加算する。
- ◆ 工事及び業務の経験日数の算定においては、会社以外の鉄道会社の営業線等に係る工事及び業務の経験日数の60%を、会社の工事及び業務の経験日数とみなして計上することができる。

新規(鉄道2級)施工責任者の受講資格チャート

受講者の満年齢が受講年度に70歳未満である。

No

受講出来ません

Yes

東京地下鉄(株)の工務部長が定める特別講習を受講し合格した(※4)

Yes

大学・大学院又は工業高等専門学校(土木・建築学部等)を修了又は卒業後、土木、建築の実務経験を3年以上経験した。

Yes

取引先資格審査規則第9条により登録された会社から推薦された。(※1)

No

受講出来ません

No

受講出来ません

No

土木、建築の実務経験を5年以上経験した。

Yes

No

受講出来ません

Yes

① 申請会社から【(鉄道2級)施工責任者資格認定申請書(新規)】を提出できる。
 ② 申請会社の社員でない受講者(所属会社が別会社)は、申請会社からの推薦状を提出できる。
 ③ 資格認定申請日から起算して1年以内の身体機能検査(登録会社の産業医又は健康診断先の医師の判断結果が業務に支障ないことを示す健康診断書、又は医療適正診断書の写し)を提出できる。
 ④ 資格認定申請日から起算して3年又は5年以上の土木、建築の実務経験を満たす「営業線内工事経歴書」を提出できる。
 ⑤ 郵送用書類提出期限までに①②③④の書類を全て提出できる。

●業務に支障ないとは、各眼の視力が裸眼又は矯正眼鏡0.7以上であること、尚且つオージオメーターにより検査を行い各耳の聴力が1000Hzが40db以下で業務に支障を及ぼす異常が認められないことである。
 ●医療適正診断書は医師の押印がある写しを提出すること。

No

受講出来ません

Yes

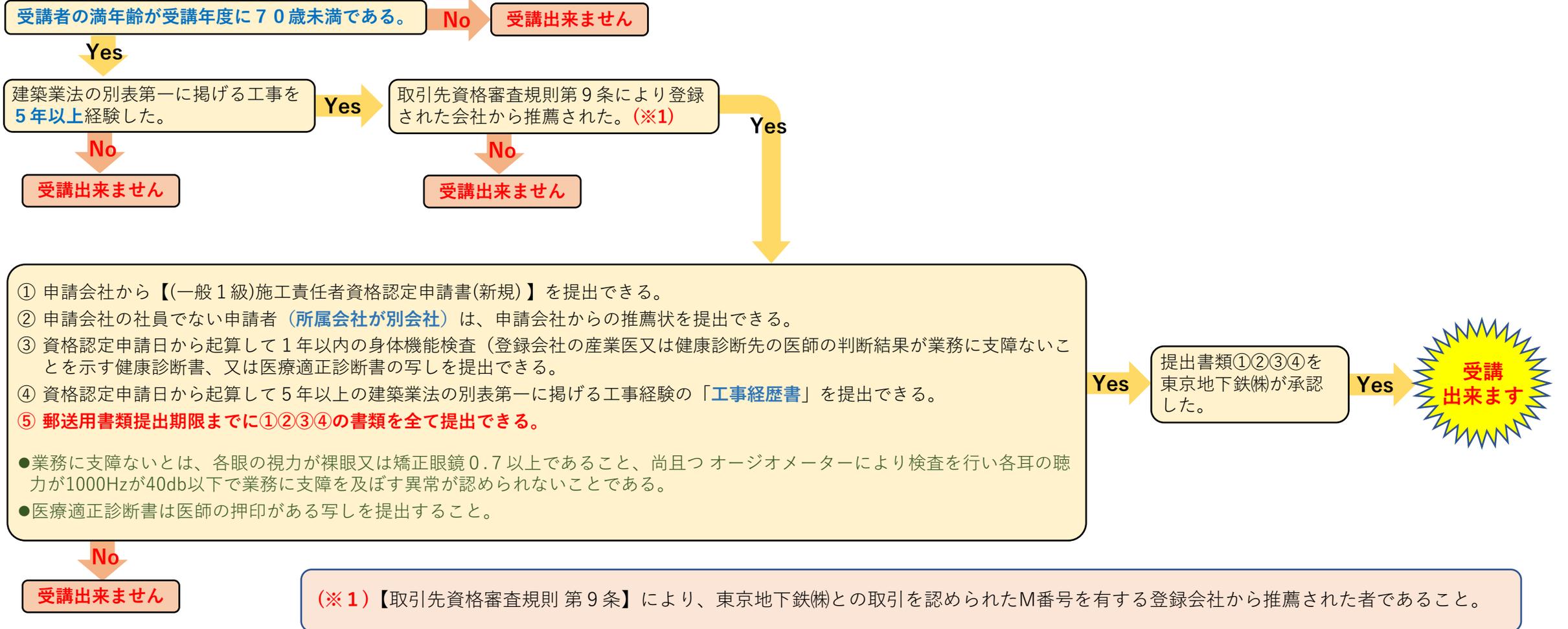
提出書類①②③④を東京地下鉄(株)が承認した。

Yes

受講出来ます

(※1) 【取引先資格審査規則 第9条】により、東京地下鉄(株)との取引を認められたM番号を有する登録会社から推薦された者であること。
 (※4) 特別講習を受講し合格した者でも、他の受講要件を満たしていなければ受講できません。特別講習受講前に必ず確認して下さい。

新規【一般1級】施工責任者の受講資格チャート



建築業法の別表第一に掲げる工事

	建設工事の種類	建設工事の内容
1	土木一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事(補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。)
2	建築一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事
3	大工工事	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事
4	左官工事	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事
5	とび・土工・コンクリート工事	イ 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て、工作物の解体等を行う工事ロ くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ハ 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事ニ コンクリートにより工作物を築造する工事ホ その他基礎的ないしは準備的工事
6	石工事	石材(石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。)の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事
7	屋根工事	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事
8	電気工事	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事
9	管工事	冷暖房、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事
10	タイル・れんが・ブロック工事	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事
11	鋼構造物工事	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事
12	鉄筋工事	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事
13	舗装工事	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等によりほ装する工事
14	しゅんせつ工事	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事
15	板金工事	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製等の付属物を取付ける工事
16	ガラス工事	工作物にガラスを加工して取付ける工事
17	塗装工事	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事
18	防水工事	アスファルト、モルタル、シーリング材等によつて防水を行う工事
19	内装仕上工事	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事
20	機械器具設置工事	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事
21	熱絶縁工事	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事
22	電気通信工事	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事
23	造園工事	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造する工事
24	さく井工事	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事
25	建具工事	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事
26	水道施設工事	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事
27	消防施設工事	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事
28	清掃施設工事	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事
29	解体工事	工作物の解体を行う工事